

中小企業庁

委託元との取引に関する調査

中小企業庁は、取引の適正化に向けた取組をより一層進めることを目的に、下請取引の実態把握を行っています。

貴社（者）におかれましては、委託元との取引状況について、インターネット調査へのご協力をお願いいたします。

貴社（者）の概要について

事業者名 (個人事業主の場合は 個人名) (必須)	
郵便番号 (必須)	—
所在地 (必須)	
調査対象委託元との取引 はありますか (必須)	1. あり 2. なし

※調査対象委託元との取引が「ない」場合は回答を終了してください（以降の回答は不要です）。取引が「ある」場合は以降の回答をお願いします。

ご回答者様の氏名 (必須)			
ご回答様の所属部署名 (必須)			
ご回答者様の連絡先電話 番号 (必須)			
メールアドレス (必須)			
法人番号 (任意)			
資本金 (単一回答) (必須)	1. 1,000 万円以下 4. 3 億円超	2. 1,000 万円超 5,000 万円以下 5. 個人事業主	3. 5,000 万円超 3 億円以下
業種 (単一回答) (必須)	1. 建設業 4. 小売業 7. 飲食業 10. その他サービス業（個人向け）	2. 製造業 5. 不動産業 8. 運輸業 11. その他サービス業（企業向け）	3. 卸売業 6. 宿泊業 9. 情報通信業 12. その他（ ）
	具体的な事業内容 (必須) ()		
従業員数 (任意)	() 名 ※代表者及び会社役員を除く		

委託元から貴社（者）が不当な行為（支払遅延、減額、返品、買いたたき等）を行われたことはありますか？（単一回答）

1. ある

2. ない

※ 「不当な行為」について（参照）

委託元の概要について

A. 委託元の概要について回答してください。

委託元の名称	
資本金	1. 1,000 万円超 5,000 万円以下 2. 5,000 万円超 3 億円以下 3. 3 億円超
事業所属性（任意）	1. 本社 2. 本社以外の事業所 3. 不明 ※貴社（者）に仕事を発注するのは、委託元の「本社」からか、それとも、本社以外の事業所なのか、お答えください。 不明な場合には、「3. 不明」を選択してください。
委託元の発注窓口 (必須)	※「委託元」が貴社（者）に仕事を発注する際の「委託元」の担当部署等について記入してください。 部署名が不明の場合は“不明”と記入してください。 例 ○○資材部、□□調達部、××工場、△△支店

B. 委託元から委託されている主な取引を選択してください。（複数回答可）※一つ以上の回答必須

製造委託	物品の製造を委託されている。	委託元から仕様、内容等を指定された製造委託である。	☐
		委託元から仕様、内容等を指定されていない汎用品の製造委託である。	☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。		
修理委託	修理を委託されている。		☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。		
情報成果物作成委託	情報成果物の作成を委託されている。	委託されている情報成果物はプログラム（ゲームソフト、システム等）である。	☐
		委託されている情報成果物はプログラム（ゲームソフト、システム等）ではない。	☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。		
役務提供委託	役務の提供を業としている委託元から、その役務の提供を再委託されている。	再委託されている役務は①運送、②物品の倉庫における保管、③情報処理である。	☐
		再委託されている役務は①運送、②物品の倉庫における保管、③情報処理ではない。	☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。		
建設工事委託	建設工事を委託されている。		☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。		

派遣委託	労働者派遣法に基づく労働者派遣を委託されている。		☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。		

C. 不当な取引を強いられた時期等を回答してください。

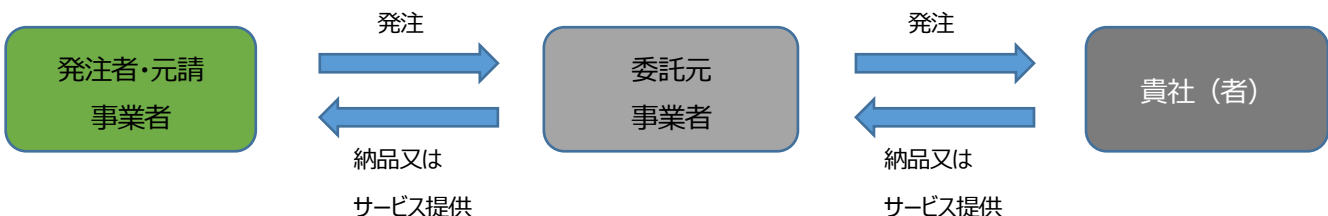
直近で不当な取引を強いられた年月 (必須)	1. (西暦) 年 月 頃に不当な取引を強いられた。
不当な行為(支払遅延、減額、返品、買いたたき等)は現在も行われていますか？(単一回答) (必須)	1. 現在も継続中 2. 西暦 年 月まで行われていたが、現在は行われていない。
不当な行為(支払遅延、減額、返品、買いたたき等)を受けた要因は何だと思いますか？ (単一回答)	1. 働き方改革によるしわ寄せ 2. 新型コロナウイルス感染症の影響 3. 1、2 以外の原因又は原因不明

D. 発注者又は元請事業者を把握されている場合、その事業者情報について回答してください。

発注者又は元請事業者を把握されていますか？ **(必須)**

1. はい	2. いいえ
-------	--------

※発注者・元請事業者とは(イメージ図)



発注者又は元請事業者について、差し支えない範囲で、回答してください。

発注者又は元請事業者の名称 (必須)			
事業所名(部署名)			
郵便番号	〒	-	
所在地			
資本金(単一回答)	1. 1,000 万円以下 4. 3 億円超	2. 1,000 万円超 5,000 万円以下 5. 不明	3. 5,000 万円超 3 億円以下

発注書面の交付について

設問 1. 次の①～⑩のうち、発注書面の交付について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① 委託元は、口頭で発注し、発注の都度、発注書面を交付しなかった。
- ② 委託元は、発注の都度、直ちに発注書面を交付しなかった（例えば、納品時、納品後等に交付。）。
- ③ 委託元は、発注書面に下請代金の額（単価）を記載しなかった（単価表も交付しなかった。）。
- ④ 委託元は、発注書面に下請代金の支払期日・方法等を記載しなかった（個々の発注書面とは別に、支払期日・方法等を記載した書面も交付しなかった。）。
- ⑤ 委託元は、個々の発注書面とは別にあらかじめ単価表や支払期日・方法等について記載した書面を交付しているが、個々の発注書面に、単価表や支払期日・方法等について記載した書面との関連性を記載しなかった。
- ⑥ 委託元は、下請代金を手形、一括決済方式又は電子記録債権によって支払っている場合に、発注書面に手形等の金額と満期（一括決済方式の場合は、これらに加えて金融機関名）を記載しなかった。
- ⑦ 委託元は、仮単価発注を行った場合に、発注書面に下請代金の額が定められない理由又は正式単価を決める予定期日を記載しなかった。
- ⑧ 委託元は、仮単価発注を行った場合に、正式単価の決定後に、正式単価を記載した書面を交付しなかった。
- ⑨ 委託元は、納品された物品又は情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ等）について検査する場合に、発注書面に検査を完了する期日を記載しなかった。
- ⑩ 上記①～⑨の事項のいずれにも該当するものがなかった。

下請代金の支払について

設問 2. 次の①～⑨のうち、下請代金の支払について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① 委託元は、貴社（者）が納品（役務を提供）したもののについて、納品日（役務の提供日）※から60日（2か月）以内に、下請代金の全額を現金（又は手形等）により支払う制度を採っていない（例1、例2）。

※分割して納品した場合には、それぞれの納品日から起算します。

■「手形等」とは、手形、一括決済方式及び電子記録債権をいいます。

例1：支払制度が毎月末日納品締切・翌月末日現金（又は手形等）支払の場合

4月1日に納品したもののについて下請代金は5月31日（＝2か月以内）に支払われるので、
「納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に」支払う制度です。

例2：支払制度が毎月末日納品締切・翌々月10日現金（又は手形等）支払の場合

4月1日に納品したもののについて下請代金は6月10日（＝70日後）に支払われるので、
「納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に」支払う制度ではありません。

- ② 委託元は、貴社（者）が請求書を提出する時期が遅かったとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- ③ 委託元は、受入検査に日数を要したとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- ④ 委託元は、委託元の内部での事務処理が遅れたとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- ⑤ 委託元は、支払期日が金融機関の休業日の場合に、貴社（者）との書面による合意なしに、金融機関の翌営業日に下請代金を支払った。
- ⑥ 委託元は、手形期間や手形期間に相当する期間が120日（4か月）（繊維製品に係る取引の場合は90日（3か月））を超える手形や電子記録債権又は一括決済方式により下請代金を支払った。
- ⑦ 委託元が交付した手形について、一般の金融機関に割引を依頼したが、割引を受けることができなかった、又は、割引を受けるに当たって担保を提供せられ若しくは過大な割引料を請求された。
- ⑧ 委託元は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- ⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかった。

下請代金の額の決定方法について

設問 3. 次の①～⑧のうち、下請代金の額の決定方法について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① 委託元は、委託元は、現下のような労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面にあった場合に、コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、貴社（者）との価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。（貴社（者）からコストに係る協議の要請をしなかったため、親事業者がコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的な協議をしなかった場合も含みます。）。
- ② 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社（者）が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、委託元は、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で貴社（者）に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。
- ③ 上記①及び②のようなコスト上昇以外の状況に起因して、委託元との間で、下請代金の額（単価）を取り決める必要があった際に、委託元は下記の㉠から㉣のいずれかの方法で取引価格を決定（改定を含みます。）した。
 - ㉠ 委託元の予算単価を基準にして一方的に決定した。
 - ㉡ 委託元が一部の downstream 事業者と協議して決めた単価をその他多数の downstream 事業者の単価として一方的に決定した。
 - ㉢ 委託元が下請代金の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率引き下げた。
 - ㉣ その他一方的に決定した。
- ④ 委託元は、多量の発注を前提とした見積額を下請代金の額（単価）としたが、実際には少量しか発注しなかったにもかかわらず、下請代金の額（単価）を引き上げなかった。
- ⑤ 委託元は、見積時点よりも作業内容・種類・納品頻度が大幅に増えた、あるいは、見積時点で予定した納期を大幅に短縮したにもかかわらず、見積時点の下請代金の額（単価）を引き上げなかった。
- ⑥ 委託元は、同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めた。
- ⑦ 委託元は、量産終了後の補給品について、量産時と同じ単価で下請代金の額を設定した。
- ⑧ 上記①～⑦の事項のいずれにも該当するものがなかった。

下請代金の減額について

設問 4. 次の①～⑦のうち、下請代金の減額について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① 委託元は、貴社（者）に責任がないのに、発注書面に記載した下請代金を減じて支払った。
- ② 委託元は、下請代金から一定率又は一定額を差し引いて、下請代金を支払った（値引き、協力値引き、歩引き、リベート等、差し引く名目や事前の合意の有無は問いません。また、1円以上の単位での端数切捨ても該当します。）。
- ③ 単価の引下げに合意した際、委託元は、既に発注済みのものにまで、引き下げた新単価を適用した。
- ④ 下請代金の支払方法について手形等による支払から現金払とすることを理由に、委託元は、下請代金を減じて支払った。
- ⑤ 委託元は、貴社（者）との書面による合意なしに、金融機関への振込手数料を下請代金から差し引いた。
- ⑥ 委託元は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇により自社のコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払った。
- ⑦ 上記①～⑥の事項のいずれにも該当するものがなかった。

発注内容の変更・やり直しについて

設問 5. 次の①～④のうち、発注内容の変更・やり直しについて該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① 委託元は、納品前（役務の提供前）に、発注書面に記載した発注内容を変更（又は発注を取消し）したが、変更により新たに貴社（者）に生じた費用（又は取消しによりそれまでに要した費用）の全部又は一部を負担しなかった。
- ② 委託元は、納品後（役務の提供後）に、発注書面に記載のない追加作業を貴社（者）に行わせたが、貴社（者）に生じた追加作業の費用の全部又は一部を負担しなかった。
- ③ 貴社（者）は、委託元に対し、委託内容を明確にするよう求めたが、委託元は正当な理由なく仕様を明確にせずに貴社（者）に作業を行わせ、その後、給付の内容が異なるとして貴社（者）にやり直しを求め、貴社（者）に生じたやり直しの費用の全部又は一部を負担しなかった。
- ④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものがなかった。

経済上の利益の提供要請について

設問 6. 次の①～③のうち、経済上の利益の提供要請について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

※ 下記①、②のいずれかに該当した場合、要請された具体的な内容、おおよその金額（金銭の提供要請の場合）、日数（役務の提供要請の場合）等を記入してください。欄が足りない場合は、設問 1 6 の自由記載欄に記入してください。

- ① 委託元は、金銭（例：協力金、決算対策金等）の提供を要請してきた。
- ② 委託元は、役務（例：新規開店時や棚卸し時の手伝い人員の派遣、発注内容にない作業等）の提供を要請してきた。
- ③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※①、②の具体的な内容

物の購入要請・サービスの利用要請について

設問 7. 次の①～⑥のうち、物の購入要請・サービスの利用要請について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

※ 下記①～⑤のいずれかに該当した場合、要請された具体的な内容、要請された物、サービスのおおよその金額を記入してください。欄が足りない場合は、設問 1 6 の自由記載欄に記入してください。

- ① 委託元は、購買担当者（発注担当者）等を通じて、物の購入・サービスの利用を要請してきた。
- ② 委託元は、貴社（者）に割り当てられた目標額・目標数量を示して、購入・利用を要請してきた。
- ③ 委託元は、要請に応じないと不利益な扱いをする旨を暗に示し、購入・利用を要請してきた。
- ④ 委託元は、貴社（者）が断ったにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請してきた。
- ⑤ 委託元は、貴社（者）が何らの意思表示をしていないにもかかわらず、一方的に物を送付してきた。
- ⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※①～⑤の具体的な内容

貴社（者）が役務の提供のみを請け負っている場合は、「設問 1 2 報復措置について」に進んでください。

受領（納品物の受取）拒否について

設問 8. 次の①～⑥のうち、納品物の受領について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① 委託元は、貴社（者）に責任がないのに、発注した物品等を受け取らなかった。
- ② 委託元は、発注を取り消し、貴社（者）が既に完成させていたもの又は仕掛中のものを受け取らなかった。
- ③ 委託元は、発注書面に記載された納期を延期し、当初の納期に受け取らなかった。
- ④ 委託元は、発注後に、貴社（者）と協議せずに検査基準を厳しいものに変更し、従来の基準では合格としていたものを不合格と判定して受け取らなかった。
- ⑤ 委託元は、発注後に貴社（者）の改良提案を了承し、貴社（者）がその内容のとおり作成したにもかかわらず、発注内容と異なるとして受け取らなかった。
- ⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

返品について

設問 9. 次の①～④のうち、返品について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

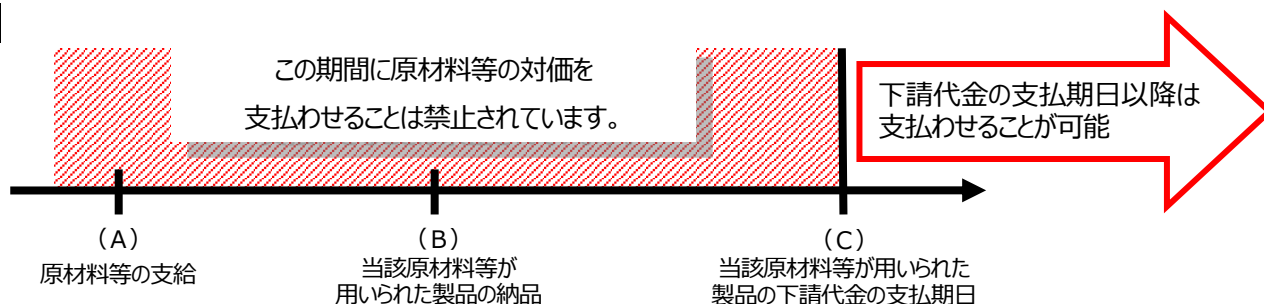
- ① 委託元は、貴社（者）が発注書面に記載どおりの物品等を納品し、これを受領したにもかかわらず、返品してきた。
- ② 委託元は、貴社（者）から受領した物品等に瑕疵があったとして、受領日から6か月を経過した後に返品してきた。
- ③ 委託元は、ロット単位で抜取検査を行ったにもかかわらず、合格としたロットの中の不良品を返品してきた。
- ④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※貴社（者）が原材料等を有償で支給される取引を行っていない場合は、「設問 11 型・治具について」に進んでください。

有償で支給された原材料等の決済時期について

※ 委託元が、図のAの時点で有償で支給した原材料等の対価を、Cの時点（当該原材料等が用いられた物品の下請代金の支払期日）が到来する前に下請事業者を支払わせることは禁止されています。

参考図



設問 10. 次の①～③のうち、有償で支給された原材料等の決済期間について該当する事項を選択してください。（単一回答）

- ① 上の参考図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払われたことがある。
- ② 上の参考図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払われたことはない。

貴社（者）が、親事業者から製造委託を受けた物品の製造に使用する金型を製造したことがなく、かつ、型・治具を使用したこともない場合は、「設問 1 2 報復措置について」に進んでください。

型・治具について

設問 11. 次の①～⑨のうち、型・治具について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ※ ただし、①～⑥は、貴社（者）が委託元から金型の製造を委託されたことがある場合（物品の製造を委託された際に、金型の製造を併せて委託される場合を含みます。）のみ選択してください。
- ※ 下記⑧に該当した場合、具体的な内容を記入してください。欄が足りない場合は、設問 1 6 の自由記載欄に記入してください。
- ※ 「型」とは、物品等の製造を行うために使用する当該物品等の形状を型どった金属製、木製等の物品をいい、そのうち、金属製の物品を特に「金型」といいます。

- ① 委託元は、金型の製造について、口頭発注のみで発注書面を交付しなかった。
- ② 委託元は、発注書面に、金型の納期又は金型の代金・費用について記載しなかった。
- ③ 委託元は、発注書面に、金型の代金・費用の支払期日・方法等について記載しなかった。
- ④ 委託元は、金型の代金・費用を、2 4 か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由として、金型の納品日から 6 0 日（2 か月）を超えて支払った。
- ⑤ 委託元は、金型の代金・費用を、④以外の理由により金型の納品日から 6 0 日（2 か月）を超えて支払った。
- ⑥ 委託元は、物品の下請代金は支払ったが、金型の代金・費用を支払っていない。
- ⑦ 委託元は、貴社（者）が保管している型・治具（委託元が所有権を持つものに限ります。）について、量産が終了した後も当該型・治具を回収せず又は廃却を認めず、かつ、型・治具の保管費用を支払わなかった。
- ⑧ 上記①～⑦のほか、型・治具の代金・費用を回収できない、又は型・治具の保管費用を負担させられている。
- ⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※⑧の具体的な内容

報復措置について

設問 12. 次の①又は②のうち、報復措置について該当する事項を選択してください。（単一回答）

- ※ 下記①に該当した場合、貴社（者）が下請代金法違反行為を知らせた先、時期、受けた不利益の内容を具体的に記入してください。欄が足りない場合は、設問 1 6 の自由記載欄に記入してください。

- ① 貴社（者）が、委託元の下請代金法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、委託元は貴社（者）に対し、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをした。
- ② ①の事項に該当するような事実はなかった。

※①の具体的な内容

※貴社（者）の支払方法に手形等がない場合は、「設問 1 4 知的財産権の取扱いについて」に進んでください。

手形等による支払について

設問 13

ア) 次の①～③のうち、親事業者が手形等（手形、一括決済方式（ファクタリング方式）及び電子記録債権をいいます。）により貴事業者に支払っている場合、具体的な支払方法について該当する事項を選択してください。（複数選択可） **（単一回答）**

- ① 手形
- ② 一括決済方式（ファクタリング方式）
- ③ 電子記録債権

イ) 次の①～④のうち、親事業者が貴事業者に交付した手形等のうち最も長いサイトについて該当する事項を選択してください。
（単一選択）

- ① 60日以内
- ② 60日超 90日以内
- ③ 90日超 120日以内
- ④ 120日超

ウ) 次の①～④のうち、手形等による支払について該当する事項を選択してください。**（複数選択可）**

- ① 親事業者は、手形等による支払を現金払に変更する予定である。
- ② 親事業者は、手形等による支払を現金払に変更する予定はないが、手形等のサイトを60日以内に短縮する予定である。
- ③ 親事業者は、手形等による支払を現金払に変更する予定も手形等のサイトを短縮する予定もない。
- ④ 親事業者が、現金払や手形等のサイトの短縮を行うか、分からない。

エ) 下請代金が現金払ではなく、手形等による支払であることによって負担が生じている場合、次の①～⑥のうち、具体的な負担の内容について該当する事項を選択してください。**（複数選択可）**

- ※ ⑤に該当した場合、具体的な内容を記入してください。欄が足りない場合は、設問16の自由記載に記入してください。
- ※ 特に負担を感じていない場合は、⑥を選択してください。

- ① 資金繰りの悪化
- ② 割引料や手数料の負担が重い
- ③ 手形の現物管理が面倒
- ④ 金融機関における割引拒否
- ⑤ その他（具体的に記入してください）
- ⑥ 特に負担を感じていない

※⑤の具体的な内容

オ) 次の①～④のうち、親事業者から手形等による支払を受ける場合、貴事業者にとって望ましいと考えるサイトについて該当する
事項を選択してください。 **(単一選択)**

- ① 60日以内
- ② 60日超90日以内
- ③ 90日超120日以内
- ④ 特に希望はない

知的財産権の取扱いについて

設問 14. 次の①～⑥のうち、知的財産権の取扱いについて該当する事項を選択してください。 **(複数回答可)**

※ 下記③に該当した場合、具体的な内容を記入してください。欄が足りない場合は、設問 16 の自由記載欄に記入してください。

- ① 委託元は、物品又は情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ等）の受領と併せて知的財産権を譲り受ける場合に、発注書面に知的財産権を譲り受ける旨を記載しなかった。
- ② 委託元は、委託内容に知的財産権が含まれている場合に、その知的財産権の対価について十分に協議することなく、決定した。
- ③ 委託元は、金型等の図面、意匠権等の知的財産権の提供を要請してきた。
- ④ 委託元は、貴社（者）に情報成果物作成委託をした場合に、貴社（者）の知的財産権を譲渡させ、又は、貴社（者）の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の譲渡又は利用に見合った金額を支払わなかった（情報成果物の例：ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等）。
- ⑤ 委託元は、作成の目的たる使用の範囲を超えて、貴社（者）の知的財産権を譲渡させ、又は、貴社（者）の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の譲渡又は利用に見合った金額を支払わなかった。
- ⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※③の具体的な内容

インボイス制度について

設問 15.

ア) 次の①～④のうち、インボイス制度に関連して、貴事業者該当する事項を選択してください。(単一選択)

- ① インボイス制度の開始前後を通じて、免税事業者である。
- ② インボイス制度の開始前は免税事業者であったが、開始後に課税事業者になった。
- ③ インボイス制度の開始前は課税事業者であったが、開始後に免税事業者になった。
- ④ インボイス制度の開始前後を通じて、課税事業者である。

貴社(者)が ア)-④を選択した場合は、「設問 16 自由記載について」に進んでください。

イ) アで①又は②を選択した場合、インボイス制度開始前に、親事業者は、貴事業者に対して免税事業者から課税事業者になるよう要請したことはありますか。要請された内容について次の①～③のうち、該当する事項を選択してください。(単一選択)

※ 要請されることがない場合は、③を選択してください。

- ① 親事業者は、免税事業者である貴事業者に対して、課税事業者に転換するよう要請し、当該要請に応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなど一方的に通告した。
- ② 親事業者は、免税事業者である貴事業者に対して、課税事業者に転換するよう要請した(ただし、当該要請に応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどとする一方的な通告はなかった。)
- ③ 免税事業者ではあるが、要請されたことはなかった。

ウ) アで①～③を選択した場合、貴事業者は、インボイス制度の開始に際し、親事業者と取引価格の見直しに関する協議を行いましたか。次の①又は②のうち、該当する事項を選択してください。(単一選択)

- ① 協議を行った。
- ② 協議を行っていない。

エ) アで①～③を選択した場合、貴事業者は、インボイス制度の開始後の親事業者との取引価格をどのように設定されましたか。次の①～③のうち、該当する事項を選択してください。(単一選択)

- ① インボイス制度の開始前と比較して引き下げられた。
- ② インボイス制度の開始前と同様に据え置かれた。
- ③ インボイス制度の開始前と比較して引き上げられた。

自由記載について

設問 16. これまでの回答内容に補足説明がある場合は、記載をお願いします。また、設問以外にも不公正な取引が行われている場合は、情報提供をお願いいたします。 **(自由回答)**

(上限 1000 文字)

記入例 1 回答の補足説明をする場合

当社は、設問 4 で②を選択しました。親事業者と結んだ金銭に関する取決めについて詳しく説明します。

当社は、衣料品を製造している親事業者と 10 年以上取引を行っています。2 年ほど前、親事業者の経営が苦しくなったようでして、収益改善策として納品単価の引下げ要請がありました。当社としては、一旦単価を引き下げてしまうと、元に戻すことは困難と考えましたので、単価引下げの代わりに、1 年間に限って、当社に支払われる毎月の下請代金の 2 パーセントを「リベート」として割り戻すことで合意し、令和元年 4 月の納品分から、親事業者に「リベート」を支払ってきました。しかしながら、約束の 1 年間の過ぎた後も親事業者は「リベート」を取り続けており、先月には、割戻し幅を 5 パーセントに引き上げたいと要請してきており、大変困っています。

記入例 2 設問に記載されている選択肢以外に不利益を被った事例を記入する場合

当社は家庭用電気製品に組み込む部品を製造しています。昨年春頃、親事業者から、従来は週に 1 回だった納品を毎日行うよう要請がありました。納品を毎日行うとなると運送費がかさむため、運送費が増加した分の下請代金の引上げを認めてくれるならば毎日納品することでもできる旨を親事業者に回答し、下請代金を引き上げるよう申入れを行いました。

しかし、親事業者は、下請代金の引上げ協議には全く応じず、毎日納品することだけを一方的に指示してきました。

記入例 3 今回の調査対象の親事業者以外の他の親事業者との取引における問題点を記載する場合

当社は、今回の調査対象の親事業者とは別に ■ ■ という親事業者と取引を行っています。この ■ ■ は ● ● 県 ● ● 市に本社があり、パソコン用のソフトウェアを販売しています。■ ■ の資本金は、ホームページで確認したところ 30 億円でした。

■ ■ は検収後支払いを行う制度を採用しており、■ ■ は当社が納入したソフトウェアの受入検査に 3 か月を要したため、昨年 10 月に納入したものの下請代金の支払日が納入日から数えて 60 日を超えました。これは、下請法が禁止している下請代金の支払遅延に当たらないのでしょうか。